

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 年金制度改正法が成立 =

- ★ 2025年5月16日に、年金改革法案が通常国会に提出され、衆議院で修正のうえ、6月13日に成立しました。今回の改正案の目的は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るためのものになります。

★【主な改正内容】

社会保険の加入対象の拡大	中小企業の短時間労働者等が、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようになる。
在職老齢年金制度の見直し	年金を受給しながら働く高齢者が年金を減額されにくくなり、より多く働けるようになる。 2026年4月より、現行の支給停止基準額を月51万円⇒62万円に引き上げ
遺族年金の見直し	遺族厚生年金の男女差を解消。こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくなる。
保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引き上げ	一定以上の月収がある方は、賃金に応じた保険料を負担することで現役世代の賃金に見合った年金を受け取りやすくなる。
その他の見直し	こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行う。iDeCoに加入できる年齢の上限引き上げなど私的年金の見直しを行う。

★【社会保険の加入対象の拡大】 短時間労働者の加入要件の見直し

賃金要件	企業規模要件										
【現行】 給与が月額88,000円以上 ⇒ 3年以内に廃止予定。 いわゆる年収106万円の壁の撤廃	【現行】 51人以上の企業 ⇒ 10年かけて段階的に対象企業を拡大										
	<table border="1"> <tr> <th>51人以上の企業</th> <th>36人以上の企業</th> <th>21人以上の企業</th> <th>11人以上の企業</th> <th>10人以下の企業</th> </tr> <tr> <td>現在の対象</td> <td>2027年10月から</td> <td>2029年10月から</td> <td>2032年10月から</td> <td>2035年10月から</td> </tr> </table>	51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業	現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から
51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業							
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から							

= 労働保険料の電子納付が可能に =

今年から、労働保険の年度更新でも労働保険料の電子納付が可能になったと聞きました



これまでは電子申請により労働保険料等の申告を行った場合は電子納付が可能でしたが、今年度より、**領収済通知書(納付書)を用いて、電子納付Pay-easy(ペイジー)による納付が可能**となります。

電子納付とは、ペイジーに対応したインターネットバンキングまたはATMにおいて、ペイジーによる納付を行うことをいいます。電子納付を利用することで、金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されます。またふだんからネットバンキングを使用されている場合は、すぐに利用できます。



電子納付ができるか否かについて、どの箇所を確認すれば良いでしょうか



マークの付いているものが対象です。この部分の情報が必要です。

納付書のPay-easy(ペイジー)マークや収納機関番号等をご確認ください。また利用できない金融機関もありますので、詳しくは最寄りの労働局または労働基準監督署までお問合せください。



「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「sr-toiawase@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
 〒561-0872
 大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階 TEL : 06-6868-1177
 発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健 Mail :
 執筆担当者: 労務チーム 友田美津子 sr-toiawase@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2025.6.16

